



* 札幌市 飲食店禁煙化工事費等 補助金のご案内

* 現在喫煙可能な飲食店が全面禁煙化する場合に、
ご利用いただける補助金事業があります！

※補助を受けられる飲食店には要件があります。また、既に禁煙化を実施している飲食店は補助の対象外です。

補助対象例



壁紙・
たたみ・建具の
交換



壁、天井、
床、エアコン等の
クリーニング



テーブル、イス等の
家具・備品の
交換

* などにかかる経費の一部を補助します！

※対象経費の詳細は中面をご確認ください。

補助
上限額
10万円
1店舗に
つき

補助率
90%
(消費税分を除く)

限定
30件
先着

申請受付期間 令和4年4月25日～令和5年1月31日

※募集件数に達した場合などは、受付期間中でも募集を終了する場合があります。

SAPP_RO

補助対象店舗

以下の要件を全て満たす飲食店が対象です。対象店舗の経営者の方が申請者となります。

※市税等の未納がある場合や、法的に行為能力が制限されている方などは申請できません。



- 飲食店の営業許可日が2020年3月31日以前であり、有効であること。
- 客席部分の床面積が100㎡以下であること。
- 個人が経営している又は資本金5,000万円以下の法人が経営していること。
- 申請時点で、屋内での喫煙を可能としていること。(既に全面禁煙の店は該当しません。)

補助金を受け取るためには…?

補助金を受け取るためには以下の項目の全てを満たす必要があります。

補助金交付の決定通知を受けた後、工事等が終了するまでの期間に店内を全面禁煙にし、補助金受領後も全面禁煙化を継続すること。

禁煙施設として、札幌市の禁煙施設普及推進事業に登録し、札幌市公式ホームページなどで公表することに同意すること。

全面禁煙化後は、施設の出入口付近の見やすい場所に、禁煙標識を掲示すること。

補助金受領後3年間、札幌市が実施するアンケートに協力すること。

補助金により入手した物は、店舗以外のところで使用したり、売却・譲渡等をしないこと。

何から始めればいいのか…?

1 保健所に実施予定の事業内容を相談してください。事業の内容が補助対象経費になるか確認のうえ、申請に必要な書類をご案内します。



2 申請に必要な書類を揃えて保健所へ提出します。



3 保健所による書類の審査後に、申請者へ補助金交付決定通知書を送付しますので、**補助金交付決定通知書を受け取ってから、工事や発注を開始してください。**



※補助金申請から受領までの全体の流れは最終ページをご確認ください。

補助金の金額は…?

補助対象経費(消費税分は除く)の90%又は10万円のいずれか少ない額を補助します。



補助対象経費	補助率	1施設あたりの上限額
右記の事業に係る工事費、クリーニング費、備品費 その他の費用(消費税分を除く)	9/10	10万円

例えば…

110,000円(うち消費税10,000円)のテーブルを購入した場合は、消費税を除く100,000円が補助対象経費となり、100,000円の90%である90,000円が補助額になります。

補助対象経費

飲食店を全面禁煙化するにあたって、以下の事業を行う場合にかかる経費について補助します。申請前に既に着手している事業は、補助の対象外となります。

事業の内容	
1 喫煙できる場所の壁等の撤去	<ul style="list-style-type: none"> • 屋内の喫煙可能な場所とそれ以外の場所を区画する間仕切り壁、パーティション、喫煙ボックス等の撤去等
2 客席の改装	<p>屋内の客席部分で行う以下の改装等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 壁紙・ボード等の交換、壁の塗り替え等 • 天井材、床材の交換等 • 畳、ふすま、障子等の交換等 • ソファ、テーブル、いす等の家具の交換等 • カーテン・ブラインド、その他の備品の交換等
3 客席や備品のクリーニング	<p>屋内の客席部分で行う以下のクリーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> • 壁、天井、床等のクリーニング • 畳等のクリーニング • ソファ、テーブル、いす、カーテン、ブラインド、エアコン等のクリーニング

※1~3の事業を組み合わせることも可能です。(組み合わせた場合も補助上限額は1施設あたり10万円までです。)
 ※客席部分の改装等が対象になります。(厨房やトイレなどの改装は対象になりません。)
 ※鑑賞等に使用する備品(例:テレビなど)の交換は対象外です。
 ※客席で使用する物であっても、食器、調理器具、日用品等(ティッシュペーパー、ストロー、割りばし、紙ナプキン、おしぼりなど)は対象外です。

全面禁煙化すると、こんなメリットがあります。



全席、20歳未満の方も利用できるようになります。



お客様と従業員の健康が守られ、灰皿の交換や清掃が不要になります。



さらにおいしく飲食できる環境になります。



* No Smoking *

* Healthy Life *

補助金申請から受領までの流れ

1 申請準備



- ① 申請前に保健所に事前相談をする。
- ② 補助対象となる事業について、施工業者等から見積書等をもらう。
- ③ 交付申請のための書類を準備する。

2 交付申請～交付決定



- ① 交付申請書類を保健所へ提出する。
※令和5年1月31日までに提出してください。
- ② 保健所の書類審査後、補助金交付決定通知書が送付される。

3 工事等 (事業の実施)



- ① 工事や発注を開始する。
- ② 工事等の代金を支払う。
- ③ 工事や備品交換等の完了後、実績報告のための書類を準備をする。
※この時点までに店内を全面禁煙としてください。

4 実績報告～確定通知



- ① 実績報告書を保健所へ提出する。
※令和5年3月15日までに提出してください。
- ② 保健所職員による、現地での検査確認を受ける。
- ③ 保健所の審査後、補助金交付額確定通知書と請求書が送付される。

5 請求・補助金交付



- ① 請求書を記載し、保健所へ提出する。
※令和5年3月31日までに提出してください。
- ② 指定した金融機関の口座に補助金が入金される。

申請前に着手した事業は、補助金交付対象外となります。まずは下記担当までご相談ください。



札幌市たばこ対策推進
マスコットキャラクター「スーナ」

札幌市保健所健康企画課たばこ対策担当係

札幌市中央区大通西19丁目WEST19 3F

電話:011-622-5151 FAX:011-622-7221 Mail:tabakotaisaku-tantou@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-F06-22-113
R4-2-83